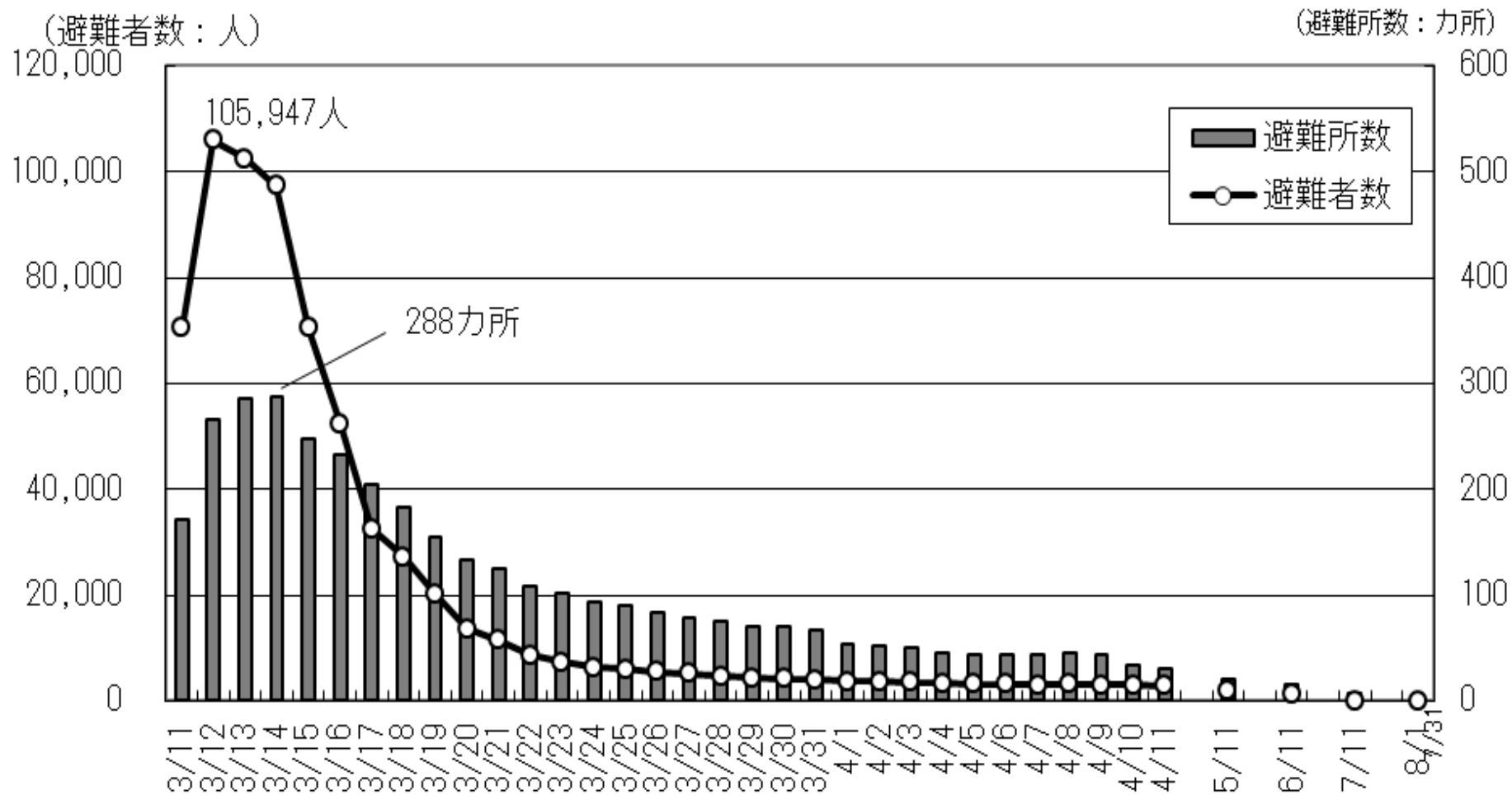


仙台市の 帰宅困難者対策について

平成27年1月23日

仙台市危機管理室 減災推進課

避難所



帰宅困難者の状況



3月11日 榴岡小学校 体育館



3月11日 東二番丁小学校 校庭



3月11日 JR仙台駅西口駅前広場

一斉帰宅の抑制

一時滞在場所の確保

徒歩帰宅支援の推進

帰宅困難者に対する情報提供

一斉帰宅の抑制

○企業等に、事業所内の安全確保や、従業員が事業所に留まるための 備蓄を行い、災害発生時には「緊急を要さない移動は控える」よう啓発に努めます。

- ・ オフィス家具の転倒・落下・移動防止措置を施す
- ・ 従業員の3日分の水、食料、毛布などを備蓄する
- ・ 施設内の安全点検のためのチェック表を作成する
- ・ 家族などの安否確認手段を定めるよう従業員へ周知する
- ・ 従業員を帰宅させる場合の判断基準・ルールを決める
- ・ 必要な情報を収集し、従業員へ提供する
- ・ 外部の帰宅困難者も受け入れることを検討しておく
- ・ 定期的に訓練を実施し手順等を確認し、必要に応じ見直しを行う



帰宅困難者対策の基本は

「一斉帰宅行動は控える」

ことです

東日本大震災では、駅周辺に多くの人が集まり、避難所運営に大きな混乱が生じたほか、道路が渋滞し、緊急車両の通行の妨げにもなりました。

各事業所における日頃からの備えにより、発災後も事業所に留まり、時差帰宅を心がけることにご協力願います。

☞ 帰宅困難者を出さないポイント

- ① 一斉帰宅を抑制し、従業員を事業所に留め置く
地震災害等が発生した際、従業員をすぐに帰宅させずに、事業所の安全を確認したうえで事業所に留める。



- ② 従業員を留め置くための環境を整備する

オフィス家具の転倒・移動防止対策を行うほか、従業員の3日分の飲料水や食料、防寒用毛布などを備蓄し、家族などの安否確認手段を定めることを周知する。

- ③ 従業員を帰宅させる場合の判断基準・ルールを決める

従業員の事情に応じた帰宅させる順番や班編成、携行品などのほか、再出勤のルール等を定めておく。

- ④ 必要な情報を収集し、従業員へ提供する

ラジオなどを準備しておき、帰宅するために必要な道路情報、交通機関運行情報、災害情報などを収集し、従業員へ提供する。

- ⑤ 外部の帰宅困難者も受け入れることを検討しておく

従業員のほか、外部の帰宅困難者を受け入れられるよう、エントランスなどの受入場所や備蓄数量などについて検討する。

事業所が日頃から取り組む防災対策について、裏面にチェックシートとしてまとめましたので、ご活用願います。



帰宅困難者を出さないための日ごろからの備え



Period1 平常時

- 災害時従業員が事業所内に待機することを想定した計画などを作成し、従業員へ周知する
- テナントビルなどでは、施設管理者とテナント入居者が連携し、役割分担を決めておく
- 一定期間（3日間程度）待機するために必要な水、食料、毛布、衛生用品等を備蓄する
- 事業者だけでなく、従業員自らも備蓄に努めるよう周知する
- 車両や発電機等の燃料をこまめに補給する
- オフィス家具類の転倒・落下・移動防止措置を施しておく
- 施設内の安全点検のためのチェック表を作成する
- 家族等との安否確認手段を定めておくことを従業員へ周知する
- 災害発生時に帰宅する順序や班編成、再出勤などの帰宅ルールを定めておく
- 定期的に訓練を実施し手順等を確認するとともに、必要に応じて見直しを行う



Period2 発災時

- 従業員に対し、身の安全の確保と落ち着いた行動をとるよう呼びかける
- 従業員や施設利用客の安否確認を行う
- 施設内安全点検チェック表に基づき、施設の安全確認を行う
- 従業員や施設利用客を必要に応じて安全な場所に避難誘導し、待機させる
- ラジオ等から必要な情報を収集し、従業員などへ周知する
- やむを得ず帰宅する従業員に対し、必要な物資を配付する
- 可能な範囲で事業所周辺の災害活動に参加・協力するよう努める



Period3 混乱収束時

- 行政や関係機関（テナントビル、施設管理者を含む）から提供される災害関連情報等により、従業員が安全に帰宅できるかどうか判断する
- 安全に帰宅できると判断した場合、あらかじめ定めた帰宅ルールに基づき、従業員を帰宅させる

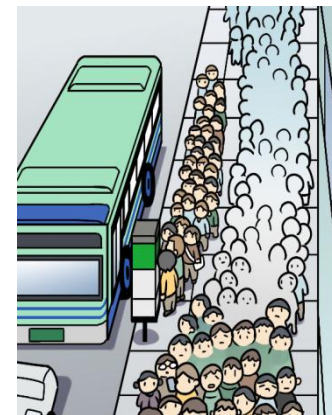
お問い合わせ 仙台市 危機管理室 減災推進課 ☎ 214-3109

防災に関する情報をホームページでも提供しています <http://sendai.jp/bosai/index.html>

一時滞在場所の確保

○ターミナル駅などの交通結節点周辺に、民間事業者などの協力の下、帰宅困難者を受け入れる「一時滞在場所」を確保します。

仙台駅周辺	推計11,000人中	⇒	9,600人分確保
長町駅周辺	推計 2,000人中	⇒	2,000人分確保
泉中央駅周辺	推計 1,000人中	⇒	1,000人分確保見込み



あすと長町地区のスポーツ施設との協定締結	(H24. 8)
JR東日本（仙台駅）と協定締結	(H25. 3)
あすと長町地区のアリーナ施設との協定締結	(H25. 6)
シルバーセンターとの覚書締結	(H26. 4)
仙台ターミナルビル（株）との協定締結	(H26. 4)
東北学院大学との協定締結	(H26. 4)
宮城第一信用金庫との協定締結	(H26. 10)

徒歩帰宅支援の推進

○徒歩帰宅者に道路・災害情報やトイレ等を提供する「徒歩帰宅支援ステーション」としてコンビニエンスストア等の協力を得るため、仙台市、宮城県及び一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会加盟のコンビニエンスストア等(13社)の三者で平成26年8月に協定を締結しました。



帰宅困難者に対する情報提供

○事業所・コンビニエンスストア等での情報提供、ツイッターによる情報配信に併せ、大規模災害発生による停電や携帯電話の輻輳時に、帰宅困難者等へ必要な情報を有効に提供する手法などについて検討を行っています。

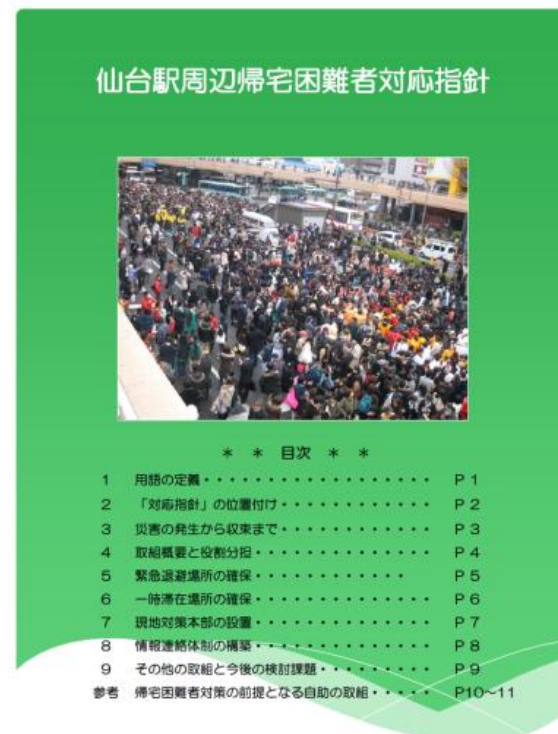
仙台駅周辺における帰宅困難者対策推進のため、関係者が連携、協力し、混乱の抑制を図ることを目的として平成25年11月に設置。「仙台駅周辺帰宅困難者対応指針」を策定。

仙台駅周辺帰宅困難者対応指針

○東日本大震災の経験を踏まえた平時から発災後数時間までの仙台駅周辺における事業者の共助の取組を示したものです。

○対応指針の位置付け

平時における自助・共助公助の取組、発災時における取組と役割分担、緊急退避場所や一時滞在場所の確保、現地対策本部の設置などについて明記しています。



仙台駅周辺帰宅困難者対策連絡協議会
平成26年5月

対応指針のポイント

東日本大震災時の課題に基づく「共助・公助」の対策

課題

発災直後、仙台駅周辺の大量の帰宅困難者が指定避難所へ

対策1

仙台駅周辺にいる人たちが、発災直後に安全を確保するための緊急待避場所を確保

対策2

交通機関の停止により帰宅が困難となった人のための一時滞在場所を確保

対策3

仙台駅周辺の関係者が連携し、共通の対応指針に基づいて行動

互いに助け合う
「共助」



行政機関による
「公助」

帰宅困難者対策の基本的な考え方（自助の徹底）

大規模災害の発生により交通機関が停止した場合、駅周辺事業者は、以下の対応をとることが前提です。

事業所・学校等

従業員

学生等

一斉帰宅抑制

駅・大規模商業施設
集客施設等・商店街等

従業員

利用客

自ら守る
「自助」

災害時には、従業員や学生、利用客の安全確保を行った上で一斉帰宅を抑制し、施設内に留めます。

帰宅困難者対策は、自助の徹底を前提とした上で、関係者が互いに助け合う共助の取組みへとつなげていくことが大切です。

「緊急退避場所」の確保

「緊急退避場所」とは、災害時の危険回避のため緊急に避難する場所です。
仙台駅周辺においては、仙台駅東口、西口の駅前の広場を仙台駅周辺の「緊急退避場所」とします。

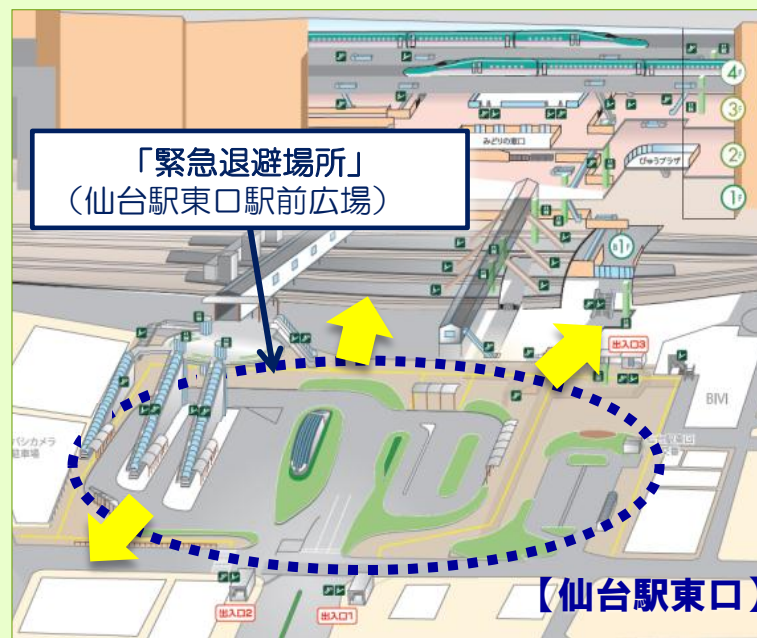
「緊急退避場所」への案内・誘導は、駅周辺事業者が行います。

・来訪者がどこに避難したらいいのかを理解し、案内のためのツールを用意。

【案内に必要なツールの例】

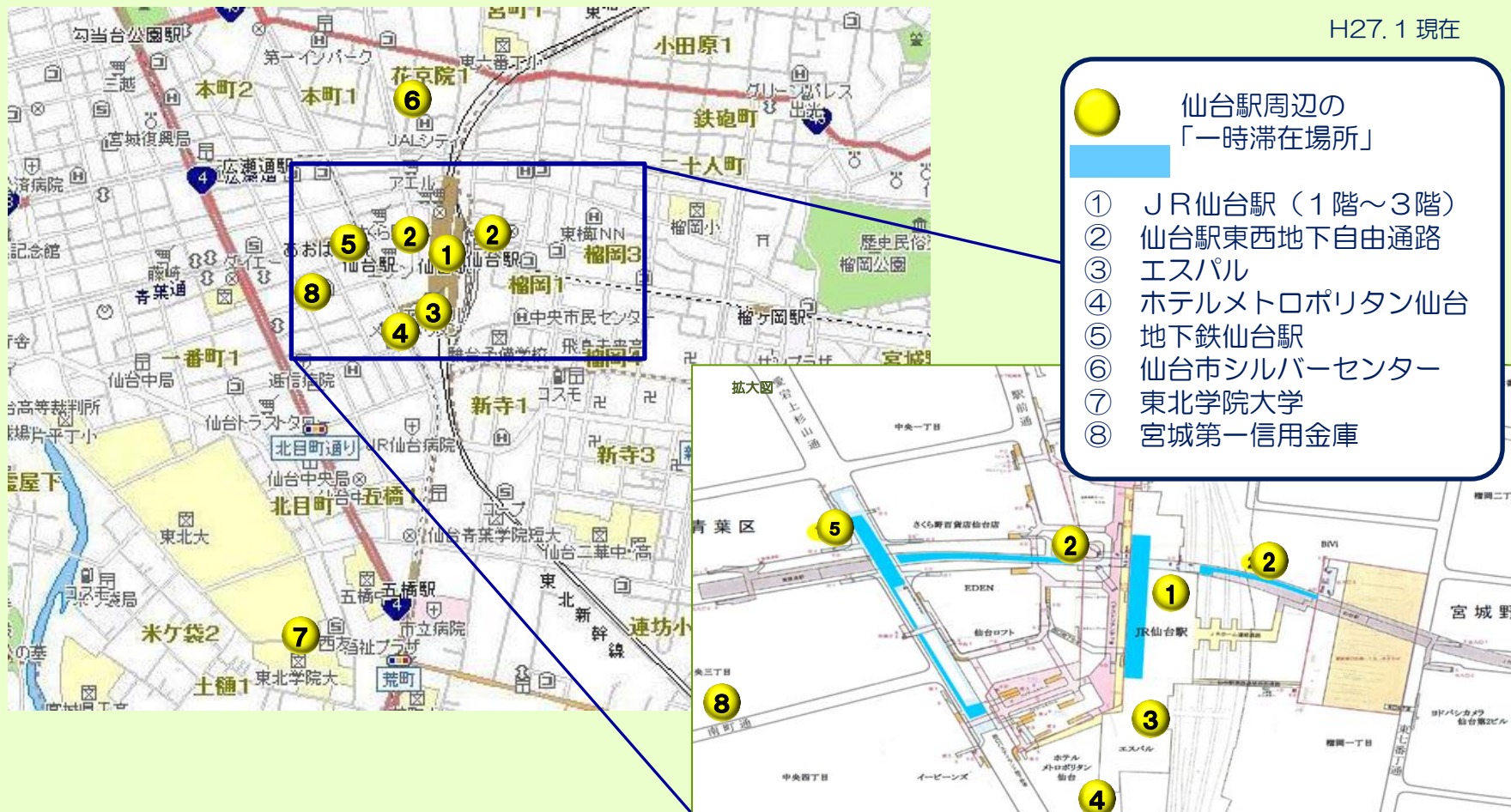


・災害情報を提供するための手段として、乾電池式のラジオ等を活用。



「一時滞在場所」の確保

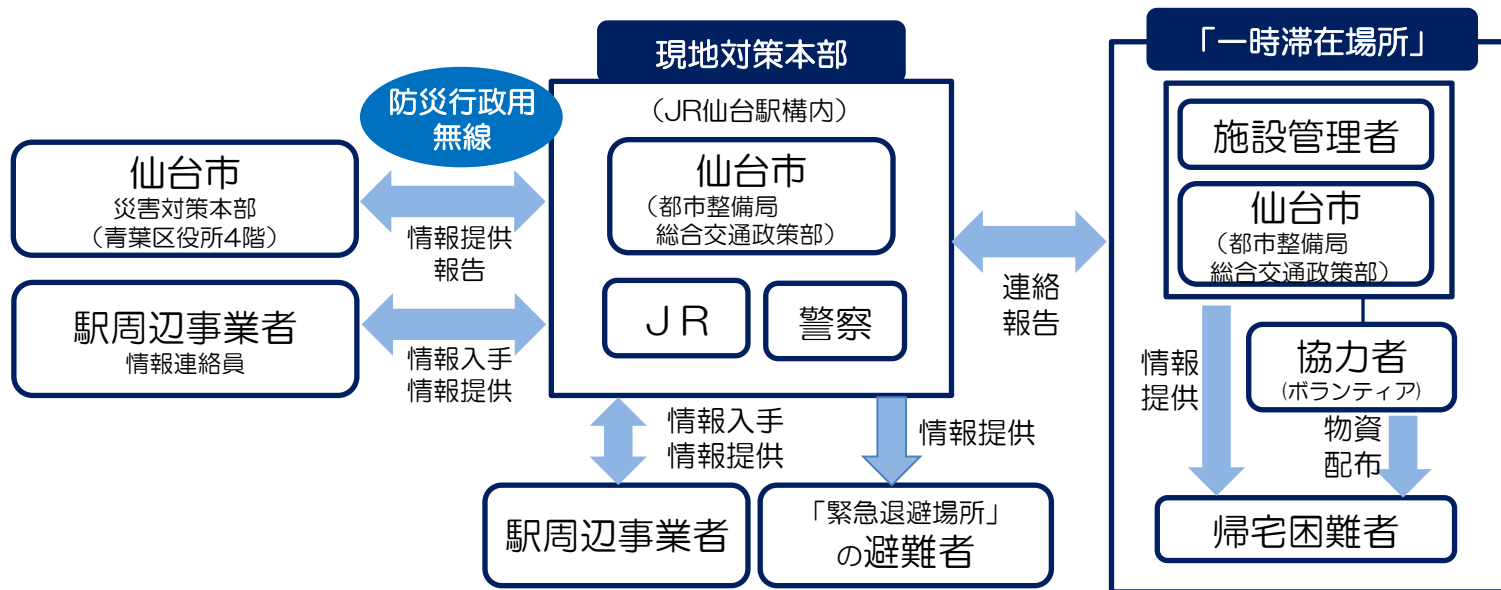
「一時滞在場所」とは、災害時に帰宅困難者を一時的に受け入れることについて、仙台市と協定を締結した施設です。



関係者の連携

災害発生時には、仙台市や警察等と連携しながら、様々な状況に応じた帰宅困難者対策を行うため、仙台駅の構内に現地対策本部を設置します。

また、駅周辺の事業者との情報共有や、帰宅困難者に対する情報提供等の担い手として、事業者等からは事前に定めた情報連絡員を派遣するものとします。



体制	平時の活動	災害時の活動
仙台市	<ul style="list-style-type: none"> 一時滞在場所の確保 現地対策本部開設の事前準備（備品やツール等の準備） 徒歩帰宅者の支援策 	<ul style="list-style-type: none"> 市災害対策本部等からの情報入手及び報告 一時滞在場所開設の依頼 状況に応じた判断、指示
駅周辺事業者 情報連絡員	<ul style="list-style-type: none"> メンバー間での連絡網の構築、連絡手段が使えない場合の参集ルールの方策 駅周辺事業者、団体との「顔の見える関係」の構築 「緊急退避場所」における情報収集・提供についての手順の習熟、訓練 	<ul style="list-style-type: none"> 駅周辺事業者からの情報入手及び提供 「緊急退避場所」の避難者に対する情報提供 「一時滞在場所」での滞在希望者数の把握、要援護者の有無の確認 物資配布に関する協力者（ボランティア）への指示

帰宅困難者対応訓練の実施

○「仙台駅周辺帰宅困難者対応指針」等の検証や協議会、及び本市、関係事業者・関係機関の協働による対応策の確認を行うことを目的に平成26年9月2日に実施しました。
(参加者数:約530人)



対応指針の見直し

○帰宅困難者対応訓練実施結果等に基づき、必要に応じて対応指針の見直しを行います。

対応指針の周知・啓発

○対応指針の概要版を作成し、仙台駅周辺事業者等への対応指針の周知・啓発を行っていきます。